4　入札手続等

⑴　担当部局　〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６番30号　国土交通省中国地方整備局総務部契約課　ＴＥＬ082―221―9231（代表）内線2526

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

①　入札説明書は、平成23年10月19日から平成24年２月３日までに電子入札システムから入手するものとする。

電子入札システム

http://www.e-bisc.go.jp/

②　電子入札システムの利用ができない場合は、以下の交付場所でも交付する。

交付期間：平成23年10月19日から平成24年２月３日までのうち閉庁日を除く毎日の10時00分から17時00分までとする。

交付場所：広島県広島市中区上八丁堀６番30号　国土交通省中国地方整備局道路部道路工事課

ＴＥＬ082―221―9231（代表）内線4366

ＦＡＸ082―227―2709

申込み方法：以下の申込書記入事項を記入の上、ＦＡＸにて申し込み(様式自由）すること。申し込みがあった翌開庁日以降に交付するものとし、交付に際してはＣＤでデータとして手交する。

申込書記入事項：当該工事名、会社名、代表者名、住所、電話番号、ＦＡＸ番号、連絡担当者名

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　平成23年10月19日から平成23年11月18日17時までに、電入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成23年10月19日から平成23年11月18日17時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に、上記４⑴に直接持参又は郵送（書留郵便に限る。必着のこと。)すること。

⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により直接持参又は郵送（書留郵便に限る。必着のこと。)すること。

①　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成24年２月３日13時30分。

②　紙による持参の場合の受領期限は、平成24年２月３日13時30分。持参先は、国土交通省中国地方整備局総務部契約課。

③　郵便による入札の受領期限は、平成24年２月３日13時30分。郵送先は、国土交通省中国地方整備局総務部契約課。

開札は、平成24年２月６日13時30分、中国地方整備局入札室にて行う。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成24年１月10日から平成24年２月３日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の10時から17時まで　〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６番30号 中国地方整備局総務部契約課契約係　電話082―221―9231㈹

持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等の者に限る。提出期間内必着。)により提出すること。

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行広島支店)。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行広島支店）又は銀行等の保証（取扱官庁　中国地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行広島支店)。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行広島支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁　中国地方整備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　上記３⑵及び⑷に定めるところに従い、落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑸　配置予定技術者の確認　落札者決定後、配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

⑹　専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

⑺　低入札価格調査制度調査対象工事においては、受注者は工事コスト調査に協力しなければならない。

工事コスト調査に係る資料は、中国地方整備局のホームページにより公表する。

⑻　手続きにおける交渉の有無　無。

⑼　契約書作成の要否　要。

⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑾　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑿　必要に応じて申請書及び資料のヒアリングを行う。

⒀　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。)のヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングを実施する場合には必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

⒁　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⒂　競争参加資格の確認の通知において、技術提案により競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案により競争参加を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とする。

⒃　評価の担保　受注者の責めにより、「鋼・コンクリート合成床版の品質・耐久性向上に関する施工計画」及び「鋼橋塗装の品質・耐久性向上に関する施工計画」の入札時の技術提案（具体的な施工計画）を遵守できなかった場合は、当初契約時の評価点合計に対する履行できなかった技術提案の加算点の比率に相当する額（詳細は入札説明書による）を違約金として徴収するとともに、評定点の減点を行うものとする。評定点の減点は、不履行となった技術提案の加算点を減点する。

ただし、違約金は、当初契約額の10％を限度、評定点の減点は最大10点を限度とし、特に悪質な場合は、最大20点を限度に減点するものとする。また、低入札価格調査制度調査対象工事については、評価項目毎に「満点」に相当する点を減点する。

⒄　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。ただし、総合評価における評価項目については契約締結後のＶＥ提案の対象外とする。

詳細は特記仕様書等による。

⒅　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。